



# 島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第52号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規 則】**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

（人 事 課） 2

## 公布された条例等のあらまし

## ◇島根県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第31号）

## 1 規則の概要

(1) 平成29年度組織改正を次のように行うこととした。

部	課等	改正の概要
広報部		「広報部」を設置
	広報室 県民対話室	政策企画局から移管した「広聴広報課」を改組し、「広報室」と「県民対話室」に再編
防災部	原子力安全対策課	「避難対策室」を廃止し、「原子力防災対策室」を設置
健康福祉部	高齢者福祉課	「地域包括ケア推進室」を設置
農林水産部	林業課	「全国植樹祭推進室」を設置

(2) その他所要の改正

## 2 施行期日

平成29年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、1 の(2)の一部については、同月 2 日から施行することとした。

**規 則**

島根県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第31号

島根県行政組織規則の一部を改正する規則

島根県行政組織規則（平成18年島根県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部」を「<sup>総務部</sup>  
広報部」に改める。

第12条第 1 項の表政策企画局の項中「、広聴広報課」を削り、同表総務部の項の次に次のように加える。

広報部	広報室、県民対話室
-----	-----------

第12条第 5 項の表広聴広報課の項を削り、同表原子力安全対策課の項中「避難対策室」を「原子力防災対策室」に改め、同表健康推進課の項の次に次のように加える。

高齢者福祉課	地域包括ケア推進室
--------	-----------

第12条第 5 項の表林業課の項中「木材振興室」の次に「、全国植樹祭推進室」を加える。

第13条第 2 項の表総務部の項の次に次のように加える。

広報部	広報室
-----	-----

第14条第 1 項の表政策企画局の部政策企画監室の項に次の 1 号を加える。

(10) 広域連携の推進に関すること。

第14条第 1 項の表政策企画局の部広聴広報課の項を削り、同表総務部の部の次に次のように加える。

広報部

広報室

(1) 広報に関すること。

(2) 報道に関すること。

## 県民対話室

(1) 広聴に関すること。

第14条第1項の表防災部の部原子力安全対策課の項第1号中「原子力の安全対策及び防災対策」を「原子力安全対策」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 原子力防災対策に関すること（原子力防災対策室）。

第14条第1項の表環境生活部の部環境生活総務課の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同部自然環境課の項に次の1号を加える。

(11) 温泉に関すること。

第14条第1項の表環境生活部の部廃棄物対策課の項中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同条第1項の表健康福祉部の部高齢者福祉課の項に次の1号を加える。

(8) 地域包括ケアの推進に関すること（地域包括ケア推進室）。

第14条第1項の表健康福祉部の部青少年家庭課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同部子ども・子育て支援課の項に次の1号を加える。

(3) 児童手当及び子ども手当に関すること。

第14条第1項の表健康福祉部の部薬事衛生課の項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の2号を加える。

(22) 特定建築物の衛生管理に関すること。

(23) ねずみ（野そを除く。）及び衛生害虫に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部農地整備課の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 宍道湖西岸地区農地再編整備の調整等に関すること。

第14条第1項の表農林水産部の部林業課の項中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第25号までを1号ずつ繰り上げ、同項第26号中「（木材振興室）」を削り、同号を同項第25号とし、同項中第27号を第26号とし、第28号を第27号とし、第29号を第28号とし、同項に次の1号を加える。

(29) 全国植樹祭の推進に関すること（全国植樹祭推進室）。

第14条第1項の表商工労働部の部中小企業課の項に次の1号を加える。

(24) 中小企業の事業承継の支援に関すること（経営力強化支援室）。

第14条第1項の表土木部の部都市計画課の項第7号中「都市計画の」の次に「協議、」を加え、同部建築住宅課の項中第20号を第21号とし、第11号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号中「定住促進賃貸住宅建設事業」を「しまね定住推進住宅支援事業」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、同項第6号中「住宅地区改良事業」を「住環境整備事業」に改め、同号を同項第7号とし、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 空き家対策に関すること。

第14条第2項の表農林水産部・商工労働部の部しまねブランド推進課の項に次の1号を加える。

(10) 食品製造業の振興に関すること。

第16条第1項の表部の項中「次長」を「次長（広報部を除く。）」に改め、同表課の項の次に次のように加える。

室	室長	上司の命を受け、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
---	----	-------------------------------

第16条第1項の表課に置かれた室、センター又は管理所の項から課に置かれたセンターに置くセンターの項までを削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の政策企画監室、課、室及びセンターにおいては、次の表の左欄に掲げる組織に、それぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務はそれぞれ同表の右欄のとおりとする。

組織	職	職務
室、センター又は管理所	室長、センター長又は管理所長	上司の命を受け、室、センター又は管理所の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
グループ	グループリーダー	上司の命を受け、グループの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
隊	隊長	上司の命を受け、隊の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
	副隊長	隊長を補佐する。
センターに置くセンター	センター長	上司の命を受け、センターに置かれたセンターの事務を処理し、所属職員を指揮監督する。

第21条第2項の表県土整備局の部農林工務部の項中「農村整備課」の次に「農道整備課」を加え、同条第8項の表県土整備局の部企画調整スタッフの項第2号中「市町村」を「町村」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 危機管理に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部企画調整スタッフの項中第6号を削り、第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 予算及び事業の調整に関すること。

(5) 総合評価方式入札制度に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部業務部の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同部維持管理部の項第1号中「限る。」の次に「次号、第5号及び第6号において同じ。」を加え、同項第2号、第5号及び第6号中「管理」の次に「及び工事の執行」を加え、同項第18号中「洪水予報及び」を削り、同項中第21号を第22号とし、同項第20号中「及び第9号」を「第9号及び第19号」に改め、同号を同項第21号とし、同項中第19号を第20号とし、第18号の次に次の1号を加える。

(19) ダムに係る工事の執行に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部維持管理部の項に次の1号を加える。

(23) 公共土木施設の長寿命化対策に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部農林工務部の項第3号中「及び指導」を削り、同項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同部土木工務部の項第1号中「除く。」の次に「次号、第4号及び第5号において同じ。」を加え、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同項第9号中「(道路事業及び都市計画事業に係るものに限る。)」を削り、同号を同項第8号とし、同項第10号中「第1号から第8号まで」を「第1号から第7号まで」に改め、同号を同項第9号とし、同部建築部の項中第17号を第18号とし、第5号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 空き家対策に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部建築部の項に次の1号を加える。

(19) 町村の建築工事の技術支援に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部技術管理スタッフの項第4号を次のように改める。

(4) 会計実地検査に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部島前事業部の項第24号中「第5号から第9号まで、第11号及び第22号」を「第6号から第10号まで、第12号、第23号及び第24号」に改め、同号を同項第26号とし、同項中第23号を第25号とし、第22号を第24号とし、第21号を第22号とし、同号の次に次の1号を加える。

(23) ダムに係る工事の執行に関すること。

第21条第8項の表県土整備局の部島前事業部の項第20号中「洪水予報及び」を削り、同号を同項第21号とし、同項中第

19号を第20号とし、第9号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号中「第14号、第17号及び第18号」を「第15号、第18号及び第19号」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 水防に関すること。

第22条第2項の表東部県民センターの部課税部の項中「家屋調査課、不動産課税課」を「不動産課税第一課、不動産課税第二課」に改め、同表西部県民センターの部税務部の項中「納税課」の次に「、収納管理課」を加え、同条第6項の表総務管理部及び総務企画部の項第14号中「こと」の次に「(西部県民センターに限る。)」を加え、同部事務所の項第11号中「こと」の次に「(県央事務所及び益田事務所に限る。)」を加える。

第24条第3項中「研修スタッフ」を「研修部」に改める。

第36条第3項の表松江保健所の部環境衛生部の項中「環境保全課」の次に「、動物愛護推進課」を加え、同条第4項の表総務保健部の項中第23号を第24号とし、第3号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域包括ケアに関すること。

第46条第2項の表東部農林振興センターの部松江農業普及部の項中「松江北地域振興課、松江南地域振興課」を「松江地域振興第一課、松江地域振興第二課」に改め、同条第5項の表東部農林振興センター出雲事務所の部農業普及部の項中「出雲地域振興課、出雲東地域振興課、出雲南地域振興課」を「出雲地域振興第一課、出雲地域振興第二課、出雲地域振興第三課」に改める。

第61条第5項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 有機材料に関する調査、研究開発、試験及び指導に関すること。

第61条第5項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同項に次の1号を加える。

(1) 産業高度化支援センターに関すること(産業振興課の所掌に属するものを除く。)

第64条第2項の表出雲県土整備事務所の部用地部の項中「、高速道路用地スタッフ」を削り、同表浜田県土整備事務所の部維持管理部の項中「八戸ダム管理課、ダム管理課」を「ダム管理第一課、ダム管理第二課」に改め、同条第4項の表県央県土整備事務所大田事業所の項中「土木工務第二課」の次に「、災害工務課」を加え、同条第7項の表企画調整スタッフの項中第7号を削り、第8号を第7号とし、同表業務部の項中「あつては、第11号から第16号まで」を「あつては第9号から第14号までに規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第5号」に改め、同項中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、同表用地部の項中「(松江県土整備事務所及び出雲県土整備事務所に限る。)」を削り、同項中第5号及び第6号を削り、同表維持管理部の項中「及び第9号に規定する事務、第22号に規定する事務(第4号及び第9号に係るものに限る。)」並びに第24号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第3号から第5号まで及び第9号に規定する事務並びに第22号に規定する事務(第3号から第5号まで及び第9号に係るものに限る。))を、出雲県土整備事務所にあつては第24号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第3号から第5号まで及び第9号に規定する事務、第22号に規定する事務(第3号から第5号まで及び第9号に係るものに限る。))並びに第24号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては第3号及び第4号に規定する事務、第5号、第11号、第12号、第15号及び第16号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの、第22号に規定する事務(第3号、第4号及び第5号(国土交通省港湾局所管に係るものに限る。))に係るものに限る。))並びに第24号に規定する事務を、益田県土整備事務所にあつては第24号を「、第9号、第19号から第21号まで、第25号及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務(第4号、第9号及び第21号に係るものに限る。))を、雲南県土整備事務所にあつては第3号から第5号まで、第9号、第19号から第22号まで及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務(第3号から第5号まで、第9号及び第21号に係るものに限る。))を、出雲県土整備事務所にあつては第4号、第19号から第22号まで、第25号及び第27号に規定する事務並びに第23号に規定する事務(第4号及び第21号に係るものに限る。))を、県央県土整備事務所にあつては第3号から第5号まで、第9号、第19号から第22号まで及び第25号に規定する事務並びに第23号に規定する事務(第3号から第5号まで、第9号及び第21号に係るものに限る。))を、浜田県土整備事務所にあつては第3号、第4号、第22号、第25号及び第27号に規定する事務、第5号、第11号、第12号、第

15号及び第16号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの並びに第23号に規定する事務（第3号、第4号及び第5号（国土交通省港湾局所管に係るものに限る。）に係るものに限る。）を、益田県土整備事務所にあつては第22号、第25号及び第27号」に改め、同項第19号中「洪水予報及び」を削り、同項中第24号を第25号とし、第23号を第24号とし、同項第22号中「及び第10号」を「、第10号及び第21号」に改め、同号を同項第23号とし、同項中第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

(21) ダム（農地防災ダムを除く。）に係る工事の執行に関すること。

第64条第7項の表維持管理部の項に次の2号を加える。

(26) 公共土木施設の長寿命化対策に関すること。

(27) 水防に関すること。

第64条第7項の表農林工務部の項第4号中「限る。」の次に「雲南県土整備事務所を除く。」を加え、同表土木工務部の項中「第4号及び第9号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第4号から第6号まで、第9号及び第11号に規定する事務を、出雲県土整備事務所にあつては第4号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第4号から第6号まで、第9号及び第11号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては第5号、第6号、第10号及び第12号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るもの並びに第11号に規定する事務を、益田県土整備事務所にあつては第4号及び第11号」を「第8号に規定する事務を、雲南県土整備事務所にあつては第4号、第5号、第8号及び第10号に規定する事務を、県央県土整備事務所にあつては第2号、第4号、第5号、第7号、第8号及び第10号に規定する事務を、浜田県土整備事務所にあつては第4号及び第10号に規定する事務並びに第5号、第9号及び第11号に規定する事務のうち国土交通省港湾局所管に係るものを、益田県土整備事務所にあつては第10号」に改め、同項第1号中「第6号及び第7号」を「第5号及び第6号」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同項第13号中「第1号から第11号まで」を「第1号から第10号まで」に改め、同号を同項第12号とし、同表建築部の項中第14号を第15号とし、第5号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 空き家対策に関すること。

第64条第7項の表建築部の項に次の1号を加える。

(16) 市町の建築工事の技術支援に関すること。

第64条第7項の表技術管理スタッフの項第4号を次のように改める。

(4) 会計実地検査に関すること。

第64条第7項の表事業所の項中第28号を第30号とし、同項第27号中「第4号、第6号から第9号まで、第11号、第12号及び第24号」を「第5号、第7号から第10号まで、第12号、第13号、第25号及び第26号」に改め、同号を同項第29号とし、同項中第26号を第28号とし、第25号を第27号とし、第24号を第26号とし、同項第23号中「こと」の次に「（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）」を加え、同号を同項第24号とし、同号の次に次の1号を加える。

(25) ダムに関する工事の執行に関すること（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）。

第64条第7項の表事業所の項第22号中「洪水予報及び」を削り、「こと」の次に「（仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く。）」を加え、同号を同項第23号とし、同項中第21号を第22号とし、第14号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号中「施行」を「執行」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、同項第9号中「第15号、第18号及び第19号」を「第16号、第19号及び第20号」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「広瀬土木事業所、仁多土木事業所及び津和野土木事業所を除く」を「大田事業所に限る」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 防災活動の推進及び災害対策等の連絡調整並びに国民保護に関すること（大田事業所に限る。）。

第65条第3項の表工務部の項中「第二浜田ダム建設課、」を削り、「第二浜田ダム道路課」の次に「、施設課」を加える。

第67条第4項に次の1号を加える。

(4) 工事に係る入札及び契約その他工事の執行に伴う事務に関すること。

第68条第3項第15号を削る。

第71条第1項の表法律によるものの部島根県医療審議会の項中「第71条の2第1項」を「第72条第1項」に改め、同表条例によるものの部島根県環境影響評価技術審査会の項の次に次のように加える。

島根県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための 国民健康保険法等の一部を改正する法律 (平成27年法律第31号) 附則第9条の規定 に基づく審議会としての事務	健康推進課
----------------	--	-------

附則第3項中「うち、」の次に「県央県土整備事務所大田事業所災害工務課並びに」を加え、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第71条第1項の表法律によるものの部島根県医療審議会の項の改正規定は、同月2日から施行する。